

中型免許の創設

1. 背景

平成3年頃から、普通車である4トン積み車（車両総重量8トン）に、クレーンやリフト等の架装をした上で4トンの荷物を積む場合、車両総重量が10トン近くになり、大型車としての規制を受けることになるため、普通免許の区分を8トン未満から10トン未満に拡大し、車両総重量10トンまでのトラックを普通車として扱って欲しいというトラック業界からの要望があった。

（いわゆる「架装減トン」問題）

これに対し、警察庁において、死亡事故の発生状況を分析した結果、車両総重量5トン以上8トン未満（大きな普通自動車）及び11トン以上（大きな大型自動車）の自動車の保有台数当たりの死亡事故件数が顕著に高いといった特徴がみられることから、普通免許で運転できる貨物自動車の範囲の拡大を行わず、平成16年の道路交通法の改正により、普通免許で運転できる車両の総重量の上限を8トンから5トンに引き下げ、新たに5トンから11トンまでの間について「中型免許」の区分を設けることとした。

※現行の普通免許を有している者は、引き続き、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満の車両を運転できる（8トン限定中型免許保有者と見なされる）ほか、車両総重量8トン以上11トン未満の車両を運転する場合、現行の大型免許を取得するよりも簡便な方法（技能教習の短時間化と試験の簡素化）で、限定なしの中型免許を取得できることとされる。

2. 概要

(1) 「中型免許」の創設

現行の普通自動車と大型自動車の中に新たに「中型自動車」（車両総重量5t以上11t未満、最大積載量3t以上6.5t未満）の区分を創設し、「中型自動車」の運転には「中型免許」を要することとする。

(2) 「中型免許」の受検資格

20歳以上、運転経験年数2年以上

(3) 施行期日

平成19年6月2日

